

日本維新の会の光本圭佑でございます。

日本維新の会を代表しまして、第6回市議会定例会に提案されました令和4年度当初予算並びに関係諸案件について代表質疑を行います。代表質疑でございますので、市長の基本的な認識を中心にお聞きしてまいります。市長におかれましては、私個人ではなく、会派の思いが詰まった質問でございますので、意のあるところを十分お酌み取りいただき、明快で分かりやすい答弁をお願いしたいと思います。

また、先輩議員並びに同僚議員皆様には、しばらくの間御清聴宜しくお願い致します。

それでは、質問に入ります。

(1.)本市の担税力について

あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトにおいて、少子化、高齢化が進み社会保障費が増加していく中で、安定した行財政基盤を確立することは非常に重要なテーマとなっている中、それを確立するには担税力の高い方々にこの街を選んでいただくことが重要だと思います。

本市は、阪神7市において一人あたりの所得額が3,213,164円と最下位であり、市民税の所得割に大きく影響を与えています。例えば、令和2年度決算が人口規模の近い西宮市と比較すると、尼崎市は250億円、西宮市は390億円です。納税義務者数で割ると一人当たり尼崎市は11万8千円、西宮市は17万5千円です。人口に対する納税義務者数の割合は尼崎45.4%であり、この割合は阪神地域において平均的であります。

更に、尼崎市はこの一人当たりの担税力が低い上に、市民税の徴収率は個人市民税では94.9%と低い水準です。

Q1-1.そこでお尋ねします。

稲村市政も3期目の任期最終年となりますが、この12年もの間に本市の担税力を上げるためにどのような施策を実行し、その結果どのように変化したのでしょうか。また、令和4年度予算の中で、担税力を上げるための施策・事業はどれが当たるのでしょうか。

そして、将来を見据えた時に、本市の担税力を上げるためには今後どのような施策・事業が必要だとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(2.)こども医療費助成の拡充について

令和4年度予算のポイントの1つに、こども医療費助成の拡充があります。

低所得世帯の負担を軽減するとともに、所得に関わらず、すべての子育て世帯を助成の対象とし、かつ、持続可能な制度とすることで、子育て世帯への支援の充実が図られます。

Q2-1.そこでお尋ねします。

今回の拡充が持続可能な制度と言える根拠を教えてください。

また、制度設計をするにあたり、様々なパターンを検討されたと思います。その中で、完全無償化にする案、所得制限を撤廃する案、通院も18歳までを対象にする案などを選択されなかったのは、財政面以外で何か理由があるのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

令和4年度施政方針の中で「現時点での最大限の拡充として制度を改正します。」とありました。

Q2-2.そこでお尋ねします。

「今後の収支及び将来負担の見通し」を見る中で、令和14年度までにこども医療費助成のさらなる拡充の可能性はあるのでしょうか。また、拡充するとすれば、どの部分の拡充が費用対効果の面からも良いとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(3.)子育て世帯への支援の充実について

令和4年度に子ども医療費助成の拡充が図られようとしていますが、兵庫県内や隣の大阪市と比較しても突出した拡充策ではなく、自治体間競争で勝る施策とも言えません。

Q3-1.そこでお尋ねします。

ファミリー世帯の転入・定住を促進するには、周辺自治体に勝る子育て世帯への支援の充実を図る必要があるとお考えでしょうか。それとも、それ以外の施策で本市への転入を増加させることができるとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

子育て世帯への支援の充実として、「給食の無償化」や「毎月の塾代助成」など様々な施策を行っている自治体もあります。

Q3-2.そこでお尋ねします。

子どもの医療費助成の拡充の次に、経常的に費用が必要となっても今の本市に必要な子育て世帯への支援策は何だとお考えでしょうか。

また、それらは令和14年までの今後の見通しの中で、実現できる余地があるとお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

#### (4.)児童相談所設置に向けた取組みについて

本市では令和8年に児童相談所の設置が予定されています。

平成21年12月に制定されました「尼崎市子どもの育ち支援条例」の『子どもの人権を尊重することを基本に、子どもの育ちを地域社会全体で支えます。』との理念のもと、児童相談所の開所を見据えて、若年層の予期せぬ妊娠への相談や支援体制の構築、また里親制度・自立援助ホームに対しての深い理解と更なる啓発に注力していくべきだと思います。

まず、若年層の予期せぬ妊娠への相談や支援体制の構築についてです。本市においては、令和元年度10代の方の出生数は40人、10代の人口妊娠中絶は市外の方も含まれますが42人です。

女性の心身の負担を軽減するとともにこの出来事が人生の選択肢を狭めることがないように、10代女性や大学生等に限定し支援する仕組みを作るべきです。

#### Q4-1.そこでお尋ねします。

ユース交流センターや保健所に相談窓口を設置し、避妊の正しい方法の技術習得の支援や低用量ピルや子宮内避妊具など、男性に頼らない避妊方法の情報提供や啓発を行うお考えはありますか。

また、市として10代女性や大学生等の相談者に対して緊急避妊薬の費用を負担することで、緊急避妊薬へのアクセスをしやすくするお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

岡山県では、助産師や看護師が常駐し、心や身体・生理や妊娠など性の悩みを若者が気軽に相談できる場所「ユースクリニック」が設置されています。

#### Q4-2.そこでお尋ねします。

岡山県のように、助産師や看護師が常駐するとまではいかなくとも、ユース交流センターに中高生世代に性教育を提供するような場や、心や身体・生理や妊娠など性の悩みを若者が気軽に相談できるユースクリニックのような相談窓口を設置する必要があると思います。ご見解をお聞かせください。設置のお考えがない場合、現在本市ではどこがその受け皿となり、どれだけ普及しているのかお示してください。

虐待を受けており保護が望ましい中高生世代が、保護施設の満員を理由に保護されず自宅で虐待に耐えるということがないように「子どもの権利」が保障されるような保護の仕組みを作っていくべきだと思います。

また、兵庫県が取り組んでいる「課題を抱える妊産婦等支援プロジェクトチーム」のように、

本市でも課題を抱える妊産婦等を受け入れるための住宅を確保していくべきだと思います。

Q4-3.そこでお尋ねします。

市営住宅の目的外使用でのシェアハウスや一人暮らし、また、市営住宅の入居要件を見直し、課題を抱える妊産婦等の単身入居を可能とするなど、保護の仕組みを積極的に作って行くお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

里親制度の啓発について、厚生労働省に確認したところ、2022年4月から不妊治療をする夫婦に対して、里親・養子縁組の選択肢を提示するガイドラインが厚生労働省で作成される見込みです。厚生労働省の児童相談所入所児童などの調査結果によると、児童養護施設と乳児院で暮らす子どもの数は、全国で約30,000名となっております。

2017年、政府が「新しい社会的養育ビジョン」を策定し「3歳未満の里親等委託率を2024年度までに75%に引き上げる」という目標を掲げておりますが、兵庫県では13.5%に留まっています。目標を達成するためには、まず何よりも受け入れ先である登録里親の数が必要です。本市で里親登録数は、令和3年11月時点で43世帯に留まっています。

Q4-4.そこでお尋ねします。

本市としても里親制度の普及啓発や里親委託を増やす取組みを進めていくべきだと思いますが、これまでの取組みの総括と、里親登録数と委託率を飛躍的に上げるための今後の取組みについて、ご見解をお聞かせください。

児童養護施設を退所した子ども達へのサポートについて、児童養護施設を退所した子ども達が環境の変化によって相談する相手がない等で孤立するケースが多く、継続した支援が必要だと考えます。

2022年1月に尼崎初となる義務教育終了後に児童養護施設等を退所し就職する児童等に対し、自立を図るため、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行う自立援助ホームが開設されました

Q4-5.そこでお尋ねします。

児童養護施設等を退所した子ども達に対して、本市はその後もどのように関わり、どのように支援を行っていくのか、ご見解をお聞かせください。

(5.)商業の活性化について

商店街及び商店の活性化策について、本市では商店街とそこで事業を営む事業者が明らかに減少しています。

Q5-1.そこでお尋ねします。

阪神尼崎や出屋敷では、活性化を行っていくとのことですが、杭瀬・武庫川・立花・潮江・塚口・園田・武庫元町等、阪神尼崎中央商店街以外の商店街の活性化については、その重要性や方策について、どのようにお考えでしょうか。

また、阪神沿線の線路下の商店街のテナント料や賃貸の条件については、阪神電鉄とのまちづくり協定の一環として、活用してもらいやすい条件に緩和することはできないのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

(6.)老朽危険空家等の対策について

2021年12月の記者会見で稲村市長は、「家屋のある土地を対象とした固定資産税の優遇を見直し、倒壊などの危険がある空き家は対象から外す」と表明されました。所有者に適切な管理を促す猶予期間を設けるため、令和5年度から実施されます。

Q6-1.そこでお尋ねします。

本市では令和5年度から固定資産税の特例措置が見直されますが、令和4年度中に所有者に対してどのように適切な管理を促し、啓発活動を行っていく計画でしょうか。また、その成果目標をどのようにお考えでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

新規の住宅開発は、一団の土地開発によって行われていますが、既存住宅地での狭小地や未接道の土地、その地域にある連棟住宅などの混在地域では、課題が多くあります。

Q6-2.そこでお尋ねします。

混在地域では、今後どのように老朽危険空家を減少させ、新たな開発を行っていくお考えでしょうか

ご見解をお聞かせください。

(7.)災害発生時の市民の安心・安全について

備蓄品の配備については、昨年9月の定例会一般質問において、「現在、市内の小学校12か所を含む19か所に分散備蓄を行っており、配置されていない指定避難場所には、健康福祉局、総合政策局等担当部署が、備蓄品の集積場所から各地区の指定避難場所へ輸送する」と答弁がありました。しかし、災害発生時には市内在住の市職員も被災していると考えられますし、市外在住の市職員については登庁することすら困難と考えられ、到底現実的なプランとは思えません。

Q7-1.そこでお尋ねします。

学校側も協力し、早急に指定避難場所となっている全小・中学校に備蓄品の配備を進めるべきだと思いますが、何が課題となっているのでしょうか。また、その課題を解決し、全小・中学校に備蓄品の配備をいつまでに進めるというお考えはありますか。  
ご見解をお聞かせください。

これら、備蓄品の配備の点だけを見ても、本市は身近に迫っていると言われている大災害に対しての危機意識と市民の生命と財産を守るという意識が薄いように思います。

Q7-2.そこでお尋ねします。

大災害に対しての危機意識、公務員として市民の生命と財産を守るという意識、そして縦割り行政の弊害をなくすため、どのような取組みをこれまでに行い、今後も行っていくのでしょうか。  
ご見解をお聞かせください。

(8.)地域振興センターの土日開庁について

本市では、尼崎市自治のまちづくり条例を制定し、地域振興体制の再構築に取り組んでいます。その趣旨の中に、地域を支える新たな体制づくり、縦割りによる「施策目的別の組織・施設」ではなく、「地域を支えるための組織・施設」としてより多機能化し、充実させるとあります。

今現在、本市の各地域共通課題として、次の担い手がいないということがあります。具体的な取組みの方向性の中に、活動の担い手不足や特定の人への負担の偏りが生じているとあることから行政も地域と同じ共通認識を持っているところではありますが、現時点では解決はしておらず、解決に向けての道筋も立っていないところです。担い手がいないという理由の主なものは、地域での役員の高齢化が進んでいることと、若い世代が地域活動に興味を持っていない、地域活動にメリットを感じていない、仕事で平日には活動できないという理由から、地域活動に参加できないというものです。その状況を改善する取組みとして、地域ではイベントなどを土日に開催し、会議を平日の夜や土日に開催するなど工夫しているところです。

しかし、現状の平日 17 時半までの地域振興センターの開庁では、職員の方が平日の夜や、土日に活動している若い世代と出会う機会が少なく、地域活動に対しての働きかけをしにくい状態となっています。

Q8-1.そこでお尋ねします。

地域振興センターを、地域を支えるための組織・施設としてより多機能化し、充実させるには、現在の土日出勤の対応よりも土日開庁にした方が、地域を支える上で効果的であり、働く職員にとっても良いと思いますが、ご見解をお聞かせください。

(1 回目の登壇ここまで)

(2 回目の登壇ここから)

(9.)本市の教育の在り方について

白畑教育長はこの一年、松本前教育長の残任期を務めて来られました。

この間、市立尼崎高等学校の改革、コロナ禍による学校運営、市立双星高等学校のいじめ重大事態など、様々な課題にも直面しています。

Q9-1.そこでお尋ねします。

白畑教育長のこの一年の任期で、成し遂げたこと、課題として積み残しているもの、それらを今後具体的にどのように解決されるおつもりなのかも含めて教えてください。

また、この一年をご自身でどのように評価されているか、ご見解をお聞かせください。

先日の市立双星高等学校のいじめ重大事態でもそうでしたが、我々市議会に対しての報告や説明が不十分だと感じる事が多々あります。教育委員会は市議会を軽視し、信用していないと感じるほどです。

Q9-2.そこでお尋ねします。

教育長をはじめ、教育委員会は市議会との関係をどのように考え、今後どのような関係を構築して行こうとお考えでしょうか。

また、いじめ重大事態が発生した時点で、市議会に対して報告や説明をして共有し、その後の進捗を市議会もチェックするという体制がなぜ取れないのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

コロナ禍の中、学校の負担が大変なものであることは想像に余りありません。

しかし、オンラインを利用した授業を例に見てみると、コロナが始まり 2 年が過ぎましたが、全校・全市で統一的に進められているようには見えません。

私は、市の教育行政に最も欠けている視点は「学校の自主性尊重」という美名のもとに、頑張る学校・学級は頑張る。でも、頑張らない学校・学級は頑張らず、それで何の問題もないという現状を放置していることだと思います。

市は、多くの市民の希望に応えられる内容を最低ラインと定め、各学校がそれを提供するよう責任を持って進めるべきです。これができなければ「個別最適な学びと協働的な学び」もやる気のある学校・学級は積極的に取り組みますが、そうでない学校・学級は何も取り組まず、その結果、学校・学年・学級間での格差がどんどん拡大して行くこととなります。これは、昨今、流行りの言い方で言うと「学校ガチャ・担任ガチャ」が頻発する事態が起きることとなります。

Q9-3.そこでお尋ねします。

「学校ガチャ・担任ガチャ」が頻発することのないよう、「学校の自主性尊重」という美名のもと放置するのではなく、この現状を正すという明確な意志を持ち、そのための具体策を市としても教育委員会としても講ずることこそが必要だと思えます。

ご見解をお聞かせください。

(10.)インクルーシブ教育及び医療的ケア児への支援について

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育の推進は大いに賛成いたします。本市では令和4年度の予算案で、インクルーシブ教育システムに関して3,012,000円を計上し、インクルーシブ教育システム推進部会を立ち上げ協議を深めることで、今後さらに教育支援体制の充実が図られていきます。障害を持つ子どもの学習環境は特別支援学校、公立学校の特別支援学級、普通学級と選択肢を分けた教育をしてきたと思います。しかし、障害のある子ども達とそれ以外の子ども達を隔てて教育する概念を覆すのがインクルーシブ教育です。

Q10-1.そこでお尋ねします。

インクルーシブ教育やインクルーシブな学校とは、説明するとどのような言葉で説明されるのでしょうか。

また、障害の有無にかかわらず、同じ授業を受けることができるためにはどのような支援が必要と考えているのか、ご見解をお聞かせください。

医療的ケア児への支援については、看護師派遣業務委託事業費や医療的ケア児保育準備事業費など主要施策として位置付け、新規および拡充事業としての予算が計上されています。本市の本気度が感じ取れる予算編成だと評価したいと思います。

今後、支援体制の整備を進めて行きながら、幼児児童生徒の安全の確保と一人一人の教育的ニーズに応じた支援が行われるよう、看護師配置等の整備や関係する医療機関等とも連携を深めていただきたいと思います。これまでも定例会一般質問で二度、医療的ケア児の支援について質問いたしましたが、すべて局長と教育次長のご答弁でした。

Q10-2.そこでお尋ねします。

市長及び教育長自らのお言葉で、医療的ケア児を支える覚悟と意思をお聞かせください。

障害のある子も、ない子も一緒になって遊ぶことができる「インクルーシブ公園」というものがあります。アメリカやヨーロッパなど世界各地で取組みが進んでいますが、2020年より日本国内にも広がりつつあります。

Q10-3.そこでお尋ねします。

今後、市内で作る公園の中で、インクルーシブ公園を作る計画はありますか。本市の魅力の一つにもなり、インクルーシブに対する本気度を内外に示すこともできます。

ご見解をお聞かせください。

(11.)子供の見守り活動について

定例会一般質問でもこれまでに二度取り上げましたが、小学校の通学路における、登下校時の子供の見守り活動について、行政として長年にわたり地域の皆様のボランティア精神に甘え、ボランティア保険にも加入することなく、制度化に向けての取り組みをしてこなかったことに対し、非常に問題があると考えます。

全国の統計によると、平成28年から令和2年の5年間に小学生が登下校中の事故で死亡したり重傷を負ったりした人数は908人にのぼり、登校中が294人、下校中が614人と下校中の事故が特に多くなっています。この数字は死者・重傷者が出た事故だけの統計で、軽いケガやケガがなかった事故、中学生以上の子どもたちが含まれておらず、実際にはより多くの児童・生徒が事故に巻き込まれていると考えられます。

これらの数字を見ても分かるように、子ども達は登下校時に危険と隣り合わせであり、それは見守り活動をしてきている地域のボランティアの皆様も同じであり、この先皆様のボランティア精神だけに頼っていくのは限界があると考えます。

令和4年度の予算に見守り隊の皆様が加入できるボランティア保険の予算を計上していただき、一定の評価とともに感謝いたします。しかし、子供の見守り活動は非常に重要な取り組みであるにも関わらず、なぜ長年にわたり子供の見守り活動に関心を持たずに放置してきたのか、疑問に思わざるを得ません。現在では活動されている方の高齢化が進み、人数が減りつつあり、新しい担い手も見つからないという問題もあります。

子どもは国の宝であり、安心安全の確保は大人の役割であり、行政の使命であります。

本市では、高齢者の見守りに関しては「高齢者等見守り安心委員会」を設置し高齢者の見守り活動を実施していますので、今後は非常に重要な活動である子ども見守り活動も、地域の皆様のボランティア精神だけに頼りきるのは改めるべきです。

Q11-1.そこでお尋ねします。

子どもの登下校の安心安全を確保するためにも市長が中心となり「子供の見守り安心委員会」を設置し、子どもの見守り活動に対し活動費を支給できるように制度化し、一定の予算をつけ、市全体で子どもを見守るという姿勢を示す必要があると考えますが、ご見解をお聞かせください。

(12.)私道の街灯への助成について

私道への街灯への助成については、会派としてこれまで何度も要望してきた中で、全市のアンケート調査や実態調査を行い、来年度は公道を補完するような公益性の高い私道などに設置された町会灯の LED 化更新工事への助成の予算が組まれたこと到大変喜んでおります。しかし、今回の助成内容と、地域の方々が求める内容は異なっています。

神戸市は、以前から私道の街灯助成制度を設けている中で、さらなる拡大が必要と判断され、すでに令和 3 年度から全額補助に拡大されております。市長自身も地域の方々が求めておられることを十分把握しておられることと思いますが、神戸市から遅れて事業を実施するにも関わらず、LED 化のみの一部助成に留まる制度になっております。

Q12-1.そこでお尋ねします。

町会灯助成事業については、地域の方々の声を真摯に受け止め、夜間の交通安全や犯罪防止のため、市民と市が一体となり「明るいまちづくり」を進めるために、全額助成も含め事業の拡充を検討していくお考えはありますか。

ご見解をお聞かせください。

(13.)観光施策について

尼崎城の令和3年度1月までの有料入場者数は、24,062人。昨年度は2月までの有料入場者数が2,4464人で同等数です。昨年度の予算特別委員会で高い設定ではないかと指摘していますが、コロナの収束もまだ見えない中で、令和4年度も目標値は85,000人としています。

Q13-1.そこでお尋ねします。

コロナ禍とはいえ、目標値を掲げた以上はそれを達成するための方策を立て、実行しなければいけません。どのようにして85,000人の目標を達成するのか具体的に教えてください。

また、コロナが収束してもなお目標未達が続いた際には、市とし尼崎城をどのように取り扱うか、現時点できちんとした考えや基準をお持ちなのでしょうか。

ご見解をお聞かせください。

令和4年度の主要事業としては「観光土産認証制度」が挙げられており、予算計上された本事業分の補助金額は2,000千円です。

地域一体となって尼崎ブランドを全国に発信し、地域経済の活性化を図ることは重要な施策ではあります。しかしながら、認証された観光土産のPR支援、販路拡大の能力があまがさき観光局にあるかは、甚だ疑問です。

評価指標も「認証数」となっており、審査次第でどうとでもなり、この事業にかける本気度がうかがえません。

Q13-2.そこでお尋ねします。

ラムネ菓子「あまらむね」の今年度販売実績を見ても、あまがさき観光局にPR能力や、販路拡大の能力があるとは思えません。評価指標も「認証数」ではなく「販売売上額」にするべきです。

ご見解をお聞かせください。

あまがさき観光局へは市から補助金が交付されており、令和4年度は83,288千円の予算が計上されています。

観光土産認証制度の審査員の選定に関しては、慎重かつ厳格な姿勢が求められると考えます。市長は、あまがさき観光局の理事長を兼職しており、利益相反の恐れがある中で、審査員が市長の部下であるあまがさき観光局職員や、市から派遣されている職員となると、市民が「お手盛り」の疑念を抱く恐れもあります。さらに、「あまがさき観光局の専務理事が尼

崎市のOB職員である場合は、なおさら補助金の交付にお手盛りのリスクがある」と令和3年度包括外部監査で意見を受けています。

Q18-3.そこでお尋ねします。

市長があまがさき観光局の理事長を兼職していることで、利益相反の恐れはないのでしょうか。また、観光土産認証制度の外形的公平性をどのように確保するのでしょうか。そして、あまがさき観光局への補助金の額及び内容について、適切なのか、再考の余地はないのか、ご見解をお聞かせください。

以上で私の代表質疑を終わりますが、本日取り上げなかった問題、また市長等の答弁を受けまして明らかになった問題点につきましては、分科会及び総括質疑において同僚議員が質疑してまいりますので、宜しくお願い致します。

長い間の御清聴ありがとうございました。